

Q45 eスポーツに関する法的課題へのその後の取組状況

Q eスポーツに関する法的課題について、近時日本eスポーツ連合から見解が出されたと聞きましたがどのような内容なのでしょうか。

A 日本eスポーツ連合が消費者庁に対してノーアクションレターを送った回答に基づき、景品表示法の問題について、次のような見解を公表しました。

- ① 賞金の提供先をプロライセンス選手に限定する大会については「仕事の報酬等」の提供にあたる。
- ② 賞金の提供先をプロライセンス選手に限定しない大会であっても大会等の競技性および興業性を向上させるなど参加者が仕事としてゲームプレイを行っている場合は「仕事の報酬等」にあたるが、
- ③ 興行的性質が認められない大会で参加者の実力など相応しない高額賞金が提供される場合には「仕事の報酬等」と認められない可能性がある。

賭博罪の問題についても、次のように見解を公表しています。

- ① 賞金・賞品が、参加者や主催者以外の第三者（スポンサー）から提供されること、
 - ② （大会の主催者が賞金を提供する場合であっても、）参加料が会場費やスタッフの活動費などの大会運営費用にのみ充当され、賞金・賞品に充当されていないこと、
- という条件を満たす場合には参加者から参加費を徴収しても賭博行為には当たらない。

解 説

1 日本eスポーツ連合の見解発表

景品類等指定告示運用基準（Q9、Q10参照）5(3)によれば、「取引の相手方に提供する経済上の利益であっても、仕事の報酬等と認められる金品の提供は、景品類の提供に当たらない」（下線は筆者）とされています。

この「仕事の報酬等」にあたる場合について、2019年9月12日、日本eスポーツ連合（JeSU）は、景品表示法の問題について消費者庁に対してノーアクションレターを提出した回答に基づき見解を公表しました。また、同時に、内部で検討した結果として、刑法の賭博罪の賭博行為にあたらない場合についての見解も発表しました。

2 景品表示法の問題（Q9・Q10参照）

(1) 賞金の提供先をプロライセンス選手に限定する大会

JeSUは、JeSUが認定するプロライセンス選手は、JeSUが公認する大会で好成績を収め、競技性、興行性ある大会等へ出場するゲームプレイヤーとしてプロフェッショナルであるという自覚をもつなどの要件を満たす選手である。そのような選手は、典型的に不特定多数の観客・視聴者に対して自らのゲームプレイを見せ、観客や視聴者を魅了し、大会等の競技性および興行性を向上させることを仕事にしているといえることができるから、プロライセンス選手のみが賞金を受け取れる形で行われる大会には興行性があるといえ、当該賞金の提供は「仕事の報酬等」の提供であると認められるため、景品表示法に違反しないとしました。

(2) 賞金の提供先をプロライセンス選手に限定しない大会

また、プロライセンス選手に限定しない大会であっても、所定の審査基準に基づいて大会等運営団体から審査を受けて、参加資格の承認を受けるといったように、一定の方法により参加者が限定されており、仕事の内容とし

て、高い技術を用いたゲームプレイの実技もしくは実演またはそれに類する魅力のあるパフォーマンス（芸能人やスポーツ選手等、著名人が参加する大会のようにゲームプレイ自体に魅力がある場合も含まれる）を行い、多数の観客や視聴者に対してそれを見せ、大会等の競技性および興行性を向上させることが求められている場合には、これらの大会への参加者は、仕事として、ゲームプレイを行っているということが出来るため、これらの参加者に対する賞金の提供は、「仕事の報酬等」の提供であると認められるため、景品表示法に違反しないとしました。

(3) 例外事例

他方、配信・観戦のいずれも行われぬなど、興行的性質がおおよそ認められないイベント・大会において、参加者の実力・ゲームプレイの魅力に相応しない高額な賞金を提供して、専らゲームの販促活動のために賞金を提供するような場合には、個別判断によるものの、当該賞金提供が「仕事の報酬等」の提供であると認められない可能性がある点に留意する必要があるとしています。

(4) JeSU の見解への評価

このような JeSU の発表した見解については、景品表示法違反にならない場合が明確化されたという評価がなされた一方、消費者庁の回答は、高い技術を用いたゲームプレイの実技を行い、興行性が認められる場合には「仕事の報酬等」にあたることを認めたものであり、JeSU のプロライセンスがなくてもこれにあたることむしろ明確になったのではないかなどという評価もなされています。参加者がプロライセンス選手に限定されない場合（前述の(2)の場合）、どういった参加資格にすれば高い技術をもった参加者であるといえるのか、また、どのような場合に興行性が認められるかなどは、そういう意味で、今後も景品表示法にいう「仕事の報酬等」にどのような場合があたるのかという議論はまだ残っているといます。しかし、少なくとも「仕事の報酬等」にあたる場合の一定の見解がなされた点で景品表示法についての議論が一歩進んだといえるでしょう。

3 賭博罪の問題について（Q12参照）

また、JeSU は、刑法の賭博罪にあたりうる賭博行為にあたるかという点について、参加者から参加費を徴収する場合であっても、①賞金・賞品が、参加者や主催者以外の第三者（スポンサー）から提供されること、②（大会の主催者が賞金を提供する場合であっても、）参加料が会場費やスタッフの活動費などの大会運営費用にのみ充当され、賞金・賞品に充当されていないこと、という条件を満たす場合には参加者から参加費を徴収しても賭博行為にはあたらないという見解を公表しました。

これについては、従前から述べられていたこの論点に関する議論と異なる点はなく、この論点についての整理をしたものといえるでしょう。

【参考文献】

JeSU ホームページ「eスポーツに関する法的課題への取組み状況のご報告」

〈https://jesu.or.jp/contents/news/news_0912/〉

（堀田 裕二）